

平成29年度群馬県立点字図書館事業計画書

1 基本方針

- (1) 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会は、第四期指定管理者として共同で管理運営を行い、視覚障害者の要望を反映させながら、視覚障害者の「読書権」と「知る権利」の保障に取り組む。
- (2) 視覚障害者の自立及び社会参加の支援の基となる点字図書や音訳図書の製作と、これに対応する奉仕員の養成に努め、蔵書数の拡大を目指す。
- (3) インターネットやパソコン等情報機器を利用して視覚障害者が自宅に居ながらにして図書を自由に利用できるよう、晴眼者と同様の読書環境の提供に努める。
- (4) 当館の利用促進のため、デイジー図書（CD図書）への移行を促進し、また未登録者への情報提供と登録者拡大のため、関係機関と協力して広報及び啓蒙活動を強化する。
- (5) 指定管理者制度第四期の初年度にあたり、今まで以上の効率化と経費節減に努め、指定管理計画に基づいた安定した事業継続と健全な運営を行う。

2 実施事業の概要

- (1) 点字刊行物及び視覚障害者用録音物の製作・収集及び提供
 - ①点字図書・録音図書（テープ・デイジー）の計画的な製作・収集、貸出を行う
 - ②プライベートサービスの実施
 - ③複製サービスの実施
 - ④関係機関・団体からの依頼による製作等
- (2) 群馬県等からの委託事業
 - ①声の広報「県からのたより」一県広報課
 - ②選挙公報の製作
- (3) 点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成ならびに指導育成
 - ①奉仕員（点訳、音訳、シネマ・デイジー）養成講座の開催
 - ②奉仕員研修会の開催
 - ③奉仕員への情報通信発行
 - ④各種研修会への派遣他
- (4) インターネット等利用による読書環境の整備促進
「サピエ図書館」への図書データ提供と利用者サポート
- (5) デイジー図書の利用促進
デイジー図書再生機の貸出と操作方法講習実施
- (6) 相談対応
図書利用の他、視覚障害者福祉に関わる相談・問い合わせに対応
- (7) 利用者と奉仕者の集い
利用者と奉仕者の交流・情報交換と利用者ニーズを把握
- (8) 利用者への情報提供
「群馬点字図書館だより」の発行

(9) 県民への啓発活動

- ①点訳・音訳等の指導に職員を派遣
- ②視覚障害者福祉啓発イベントを開催

3 サービスを向上させるための取り組み等

(1) 県内視覚障害者関係機関及び施設による「まゆだまネット」の開催

視覚障害者へのより充実した支援を行うため、群馬県内の視覚障害者関係機関及び施設で組織した群馬県視覚障害者等ネットワーク「まゆだまネット」を定期的で開催し、利用者ニーズの把握と課題の共有化に努める。

(2) 視覚障害者以外の方への蔵書録音図書の貸出

著作権法の改正に伴い、視覚による表現の認識に障害のある者で視覚著作物をそのままでは利用することが困難な方に対して、音訳図書の利用促進を図る。

(3) 県内公立図書館との連携強化

公立図書館と連携を図り、視覚障害者への図書貸出等の利便を図る。また、障害者サービス窓口を有する公立図書館への蔵書録音物の貸出及び複製を行うなど、サービスを通じての連携を図る。

(4) 福祉関係機関・医療機関等への情報提供、連携

市町村福祉課、民生委員、MSW等の関係機関と県内眼科医院へ当館の情報を提供し、当館未登録者に情報が届くよう取り組む。同時に「見えにくい」「見えづらい」ロービジョンの方への支援を積極的に担う。

4 重点項目

(1) 潜在的利用者の発掘

「見ること」に不安のある方が点字図書館の存在を知り、利用できるよう、市町村窓口の他、視覚に障害がある方のアクセスが予想される場所にリーフレット等広報用資料の設置を依頼する。

(2) デイジー図書の利用促進

再生機操作についてこれまで以上のサポートを行う。また、読書環境充実のために新たな媒体での貸出を行う。

(3) 相談対応強化

幅広いニーズに対応するために、日頃より情報収集に努める。また、点字触読・機器操作サポート等をスムーズに行うため、当事者職員によるピアサポート体制づくりを促進する。

(4) 奉仕員の確保と講師の体制づくり

利用者からの資料作成依頼に即時に対応できるよう、奉仕員の人員確保に努めると共に、奉仕員の技術向上を目指し研修や講習等を開催する。

毎年実施する養成講座の講師等、技術指導のできる奉仕員を育成し、特定の奉仕員に過重負担がかかることのないよう配慮した支援の体制づくりを行う。

(5) 新たな情報媒体への取り組み

新たな媒体(シネマ・デイジー)の製作に取り組み、利用者の選択の幅を広げる情報提供を目指す。